

令和7年5月太子町教育委員会（定例会）
会 議 録

令和7年5月15日、午前10時00分より太子町教育委員会を太子町役場交流棟2階スペース2に招集した。

1. 議 事 日 程

第1. 開会・教育長あいさつ

第2. 前回定例会会議録の承認

第3. 本日の会議録署名委員指名

第4. 行事結果・予定報告

第5. 教育長報告

太子町教育委員会後援名義使用許可について

令和7年度小学校・中学校の児童・生徒数について

令和7年度幼稚園、学童保育園及び斑鳩保育所の児童数について

第6. 議事

議案第32号 寄附の申出に対する採納の可否について

議案第33号 太子町立龍田小学校特色ある学校づくり検討委員会設置要綱の制定について

議案第34号 太子町教育委員会補助金交付要綱の一部改正について

議案第35号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取について

議案第36号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取について

議案第37号 太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例議案に係る意見聴取について

議案第38号 区域外就学の承諾並びに協議に関する専決処理について

第7. その他

2. 本日の会議に出席した教育委員

委	員	福本	充治
委	員	福田	秀樹
委	員	杉本	泰代
委	員	竹澤	秀代

3. 本日の会議に出席した事務局職員

教	育	長	糸井	香代子					
教	育	次	長	福井	照子				
管	理	課	長	改野	学由				
こ	ど	も	え	が	お	課	長	肥塚	馨
社	会	教	育	課	長	熊谷	恵之		
管	理	課	係	長	大上	香織			
管	理	課	主	査	光藤	雄矢			

●開会・教育長あいさつ

教育長 本日は、ご多用の中、定例教育委員会にご出席くださりましてありがとうございます。
 ただいまから、令和7年度5月の定例教育委員会を開会いたします。

●前回定例会会議録の承認

●本日の会議録署名委員指名

教育長 前回定例会会議録の承認は福田委員と竹澤委員にお願いいたします。
 続いて、本日の会議録の署名委員には福本委員と杉本委員を指名させていただきます。
 よろしくお願いいたします。
 次に、本日の第38号議案につきましては、個人情報保護の観点から非公開とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 ありがとうございます。
 それでは、非公開とさせていただきます。

●行事結果・予定報告

教育長 次に、行事結果及び行事予定の説明をお願いします。

管理課長 <5・6・7月の行事結果及び行事予定説明>

教育長 5・6・7月の行事結果及び予定について、ご意見ご質問等はございませんか。

委員 5月31日の石海地区民推協総会に出席します。
 また、6月7日に石海地区青少年育成協議会総会が開催されます。

教育長 他にございませんか。

各委員 ありません。

●教育長報告

教育長 続いて、教育長報告に移ります。
 事務局から報告をお願いします。

教育次長 今月の教育長報告は、①太子町教育委員会後援名義使用許可について、②令和7年度
小学校・中学校の児童・生徒数と、令和7年度幼稚園、学童保育園及び斑鳩保育所の
児童数についての2件です。
はじめに、太子町教育委員会後援名義使用許可につきましては、9名の申請者から9件
の行事について届出があります。
1件目の申請者は、龍野の文化遺産を生かす会 代表 岸野 裕児氏です。

事業名称は、「令和7年度龍野地区の文化遺産を活用した地域活性化事業」です。

実施日は、令和7年5月1日（木）から令和8年3月31日（火）です。

実施場所は、龍野地区県民交流広場、旧浅井関三郎です。

「地域固有の歴史が残してくれた文化遺産を保存、継承するだけでなく、これらの魅力を活用、発信することによって、地域の活性化を図り、多くの人々が集う場を創設し、地域の文化芸術活動の振興を図る」ことを目的に開催されます。

2件目の申請者は、たつの市ソフトテニス協会 会長 大村 哲氏です。

事業名称は、「第17回たつの市長杯 第21回龍野ジュニアソフトテニス研修大会」です。

実施日は、令和7年6月7日（土）です。

実施場所は、赤穂海浜公園 他です。

「ソフトテニスを通じて、技術交流及びマナーの向上を目指す」ことを目的に開催されます。

3件目の申請者は、株式会社朝日新聞社販売局販売第2部 部長 森 隆一氏です。

事業名称は、「朝日新聞作文&時事ノート教室」です。

実施日は、令和7年6月8日（日）です。

実施場所は、姫路市市民会館3階中ホールです。

「新聞紙面を活用して、読解力や情報処理能力、表現力をつける」ことを目的に開催されます。

4件目の申請者は、一般社団法人龍野青年会議所 理事長 赤松 楓己氏です。

事業名称は、「GO! GO! 西播磨 FESTA」です。

実施日は、令和7年7月26日（土）です。

実施場所は、宍粟市せせらぎ公園です。

「企業、行政、外部諸団体等、地域住民が連携し、各種運動を拡大する場とする」ことを目的に開催されます。

5件目の申請者は、みなと銀行網干駅支店 支店長 西村 明浩氏です。

事業名称は、「リそなグループキッズマネーアカデミー」です。

実施日は、令和7年8月21日（木）です。

実施場所は、株式会社みなと銀行網干駅支店 2階です。

「リそなグループが目指すブランドビジョンを具現化し、地域社会、SDGs 達成に貢献すること及び、次世代を担う子どもたちに、たくましく生きる力を身に付けてもらう」ことを目的に開催されます。

6件目の申請者は、社会福祉法人あすか会 総括施設長 岡本 功氏です。

事業名称は、「蓬郷由希絵さん講演会」です。

実施日は、令和7年9月7日（日）です。

実施場所は、太子町商工会です。

「自閉症児の子育てをされている蓬郷さんのお話を聞いて、子育てにしんどさを抱えた人、子育てに悩みを抱えている人、子育てに一生懸命な人、子育てに関係するすべての人に元気になってもらう」ことを目的に開催されます。

7 件目の申請者は、兵庫県中学校教育研究会社会部会 部会長 近藤 達志氏です。
事業名称は、「第 59 回兵庫県中学校教育研究会社会科教育研究大会西播磨大会」です。
実施日は、令和 7 年 11 月 21 日（日）です。

実施場所は、佐用町立上月中学校です。

「県下の中学校社会科担当者が集まり、研修を深めることにより、授業力の向上を図る」ことを目的に開催されます。

8 件目の申請者は、公益財団法人童謡の里龍野文化振興財団 理事長 山本 実氏です。

事業名称は、「市場誠一と仲間による『クラシックポップスコンサート』」です。

実施日は、令和 7 年 8 月 24 日（日）です。

実施場所は、たつの市総合文化会館アクアホール ホールです。

「音楽文化の振興・普及と、質の高い芸術の鑑賞機会の提供」を目的に開催されます。

9 件目の申請者は、太子ソフトバレーボール同好会 小村 清和氏です。

事業名称は、「第 22 回飛鳥杯ソフトバレーボール交流大会 さざんかの部・ひまわりの部」です。

実施日は、令和 7 年 6 月 8 日（日）です。

実施場所は、創継町民体育館です。

「ソフトバレーボール愛好者の親睦を深め、ソフトバレーボールの普及と振興を寄与する」ことを目的に開催されます。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 続いて、事務局より説明をお願いします。

教育次長 令和 7 年度の小学校・中学校各校の児童生徒数、及び幼稚園、学童保育園及び斑鳩保育所の幼児数について報告します。

まず、令和 7 年度の各小学校の児童数について、龍田小学校 98 名、斑鳩小学校 397 名、太田小学校 854 名、石海小学校 440 名、合計 1,789 名となっております。

学級数につきましては、全体で 85 クラスとなっております。

昨年度と比較すると、令和 6 年度の児童数 1,866 名と比較して 77 名の減となり、学級数については、斑鳩小学校 1 クラス減、石海小学校 1 クラス増となっているため、全体では、増減なしとなっております。

小学校の現状について、令和 7 年度における龍田小学校の新入生が 10 名を切っており、後ほど議事にてお諮りいたしますが、龍田小学校について新たな方針を定める必要があると考えております。

また、太田小学校につきまして、昨年度に引き続き、児童数が 900 名を割っている状況が続いております。

続いて、中学校の生徒数は、太子西中学校 490 名、太子東中学校 511 名、合計 1,001 名となっております。

学級数について、太子西中学校 16 クラス、太子東中学校 19 クラス、合計 35 クラスとなっております。

昨年度と比較すると、生徒数につきましては、昨年度が 1,011 名でしたので、10 名の減となっております。

学級数につきましては、太子西中学校で 1 クラス、太子東中学校で 2 クラス、合計 3 クラスの減となっております。

続いて、幼稚園の幼児数について、斑鳩幼稚園 52 名、太田幼稚園 114 名、石海幼稚園 49 名、合計 215 名となっております。

昨年度と比較すると、令和 6 年度の 210 名から 5 名の増となっております。

学級数については昨年度と同様、12 クラスです。

幼稚園の園児数が増加している理由につきまして、幼稚園と保育所が昨年度から同じ所管になり、保育所に入園できなかった子どもを幼稚園に案内しやすくなったことに加え、預かり保育料が 1 時間あたり 100 円と、これまでの半額になったことで、ご家庭の負担が軽減され、働く保護者が幼稚園を利用しやすくなったためだと考えられます。

続いて、学童保育園の児童数は、龍田学童 24 名、斑鳩学童 114 名、太田学童 191 名、石海学童 189 名、合計 518 名となっております。

昨年度と比較して、斑鳩学童 7 名の増、太田学童 6 名の増、石海学童 26 名の増、合計 39 名の増となっております。

他の学童と比較して、石海学童を利用される方が大きく増加していますが、新 1 年生のうち 61%の児童が学童を利用している状況にあります。

また、他の学童につきましても、新 1 年生の利用率が多くなっているため、今後、全体の児童数が減少しても、学童の利用者数は増加することが予測されます。

最後に、斑鳩保育所の幼児数について、5 月 1 日現在で 105 名となっております。

これから入所する幼児が増えるため、最終的な幼児数は増加する見込みです。

昨年度と比較すると、5 月 1 日時点で 1 名の増となります。

以上です。

管理課長 小中学校の学級について補足いたします。

小学校の全学年において、今年で 35 人学級が完了しております。

中学校においても、来年度から 35 人学級が学年進行で実施される見込みですが、例えば太子東中学校であれば、龍田小学校 6 年生の通常学級 20 名と太田小学校の通常学級 146 名を合計した 166 名を来年度の新 1 年生と想定した場合、35 人学級による 5 クラスが成立します。

対して、太子西中学校については、斑鳩小学校と石海小学校の合計が 145 名であり、県立大附属や私立へ行かれる方等を考慮すると、35 人学級による 5 クラスの成立が危ぶまれる人数となっております。

そのような見方ができることを申し添えます。

以上です。

こどもえがお課長 龍田幼稚園区の子どもの状況について補足いたします。

新 3 歳児につきましては、町立幼稚園への入園はございません。

3 歳児からの継続で、太田幼稚園に 2 名、斑鳩幼稚園に 1 名が通園しております。

以上です。

教育長 龍田幼稚園の今後につきまして、今年度末で閉園する方向で進めている旨を、3 月 30 日付で自治会長へお伝えしております。

現在は、町が施設を管理しておりますが、今後は、民間も含めてどのように利用するか、地域のご理解もいただいた上で検討してまいります。

ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

●議事

教育長 次に、議事に移ります。

第 32 号議案について、事務局より説明をお願いします。

こどもがお課長 議案第 32 号「寄附の申出に対する採納の可否について」説明いたします。

3 名の申出人より 6 品目の届出がありますが、私からは、1 人目の幼稚園への申出について説明いたします。

寄附申出人は、東芝労働組合姫路支部執行委員長 横山 孝司さんです。

寄附品は、石海幼稚園に冷蔵庫 1 台 125,000 円、太田幼稚園に防滴型ワイヤレスマイク 1 台 30,580 円、ワイヤレスチューナーユニット 1 台 36,740 円、東芝製洗濯機 1 台 77,620 円をいただいております。

私からの説明は以上です。

管理課長 続いて小学校への寄附申出について説明いたします。

2 人目の寄附申出人は、令和 6 年度太田小学校 PTA 会長 伴 典樹さんです。

寄附品は、児童用下足箱 3 台で 356,360 円です。

こちらは卒業記念品として申出があったものです。

3 人目の寄附申出人は、株式会社丸尾建築 代表取締役 丸尾 幸司さんです。

寄附品は、メッシュケース 261 名分で 166,628 円です。

こちらは令和 7 年度新小学 1 年生向けに寄附があったものです。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 それでは、議案第 32 号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 続いて、第 33 号議案について事務局より説明をお願いします。

管理課長 議案第 33 号「太子町龍田小学校特色ある学校づくり検討委員会設置要綱の制定について」説明いたします。

龍田小学校の児童数が 100 名を切っている状況の中、推進計画を定め、龍田小学校の今後の在り方について検討していくための委員会の設置要綱を定めるものです。

まず、第 1 条に（目的）を定め、「この要綱は、太子町における子どもの数の推移を踏まえ、望ましい教育環境の整備と充実した学校教育の実現をめざし、将来を展望した

方向性を見出すため、太子町立龍田小学校のあり方について幅広い見地から検討する『太子町立龍田小学校特色ある学校づくり検討委員会』の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。」としております。

第 2 条（所掌事務）について、この委員会が、太子町教育委員会の求めに応じて調査研究を行い、最終的に教育委員会に提言するものとなっております。

続けて、第 3 条（組織）、第 4 条（任期）、第 5 条（役員）、第 6 条（報償）、第 7 条（会議）、第 8 条（関係者の出席）、第 9 条（守秘義務）、第 10 条（庶務）、第 11 条（その他）としてそれぞれ定め、附則に、施行日以降に開かれる最初の委員会は、教育委員会が招集することと定めております。

本議題は「太子町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」第 2 条（通学区域）及び「太子町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」に関連している他、「太子町学校教育審議会条例」第 2 条（担任事項）にも関係しているため、学校教育審議会に諮らなければならない事項となっております。

また、太子町立龍田小学校特色ある学校づくりにかかる推進計画（案）を作成しております。

2 年にわたる推進計画に沿って進めていきたいと考えておりますが、様々な社会情勢によって時期が早まる可能性もございます。

定例教育委員会でお示しした後、第 1 回検討委員会では委員の任命を行い、現状と課題や検討事項の確認、アンケート調査の実施、先進校の視察等協議を行い、どのような学校をめざすのか検討してまいります。随時、教育委員会で進捗状況をご報告させていただきたいと考えております。

本件につきましては、議会に上程する案件ではございませんが、福祉文教常任委員会がこの件に関して高い関心を持たれているため、議会での質問や、定期的な報告を求められることが予想されることに加え、先ほどお伝えした通り、学校教育審議会にもお諮りすることになると思っております。

令和 8 年 4 月以降は、町民や保護者への周知、試行、体験入学会の実施、さらに令和 8 年 9 月頃には転入学者の募集や応募者の選考を実施し、小規模特認校制度を導入する場合は、令和 9 年 4 月の開始を想定しております。

小規模特認校制度につきましては、検討委員会の中で、この制度が龍田小学校を存続させる方法として適しているのかも議論されるかと思いますが、この度説明した推進計画は、あくまで一つの方向性として考えている次第です。

その他の検討事項としては、特色ある学校運営について、募集人数、選考方法、通学方法、在籍期間、募集方法、転入学の手続きといった事項について検討していかなければならないと考えております。

委員構成につきましては、要綱第 3 条（組織）に定められている通り、地域の代表者、PTA 関係者、学校関係者、学識経験者からなる 10 名を委員の候補者としてお示しております。

専門家にご教示いただく必要があると考え、学識経験者として姫路大学教育学部の長谷教授に関わっていただこうと考えております。

最後に、小規模特認校制度の実施例として、相生市の広報に掲載された矢野小学校の記事を参考資料としてお配りしておりますので、ご確認ください。

以上です。

教育長

ご意見、ご質問等はございませんか。

委員

教育委員は検討委員会の構成委員に含まれないのでしょうか。

管理課長

検討委員会は教育委員会に提言する組織であるため、教育委員の皆様が検討委員に選ばれることはございません。

検討委員会での提言に対して、教育委員の皆様にご意見を賜る形になります。

教育長

他にございませんか。

各委員

ありません。

教育長

それでは、議案第 33 号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員

結構です。

教育長

続いて、第 34 号議案について事務局より説明をお願いします。

管理課長

議案第 34 号「太子町教育委員会補助金交付要綱の一部改正について」説明いたします。

本件は、社会見学バス借用費補助という補助金を新設する、というものになります。

事業目的として、「小学校における社会見学について、貸切バスの借用をする場合に、保護者の負担を軽減するため、その借用費用の全部または一部を補助する。」と定めています。

要綱改正の理由につきまして、社会見学等で利用していた庁用バスが今年度より廃止され、今まで総務課が行ってきたバスの手配や見積合わせなどを、各所属が事業毎に実施することになったためです。

社会見学の実施は、各小学校が主体であるため、管理課が見積合わせをはじめとした諸手続きをすることは、時間的制約のため非常に困難です。

しかし、支出の性質を貸切バス借料から補助金に切り替えて、各学校にそのバス代を補助する形にすることで、各校の判断のもとバス事業者を選定し、事業内容についても事業者選定後の打合せ等で調整することができ、各学校で柔軟な対応が可能となるため、補助金を新設する形で要綱を改正いたします。

以上です。

教育長

ご意見、ご質問等はございませんか。

委員

庁用バスが廃止される理由について教えてください。

管理課長

今まで所持していた庁用バスは、老朽化に伴い廃車となります。

新たな庁用バスを準備するための予算も計上されておらず、本町として庁用バスを所持することはございませんが、それに代わる貸切バス借料として予算組みをしたものが、本件の補助金になります。

また、この補助金は、あくまで庁用バスを利用していた分のみになりますので、例えば校外学習へ行くにあたり、各学年で集金していた分につきましては、従来通りとなります。

教育長

他にございませんか。

各委員

ありません。

教育長 それでは、議案第 34 号は、承認いただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 続いて、第 35 号議案について事務局より説明をお願いします。

こどもが課長 議案第 35 号「太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取について」説明いたします。

本条例は、太子町が家庭的保育事業等を認可する基準について定めたもので、上位法は、厚生労働省令になります。

この度、厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例も併せて改正するものです。

改正箇所は、第 6 条に規定する（保育所等との連携）になります。

改正内容について、家庭的保育事業者等による保育の提供が終了した 3 歳児以上の児童に対して、継続的に保育を提供するための連携施設の確保について規定した部分を改正いたします。

保育所、幼稚園、認定こども園が連携施設に該当しますが、その確保が全国的に非常に困難な状況にあることを踏まえて基準が緩和され、これらの連携施設が確保できない場合に、小規模保育事業等も連携施設と認める改正をしております。

また、附則第 3 条において、連携施設を確保しないことができる期間が 5 年延長されております。

なお、現時点で太子町に該当施設はないため、影響を受ける施設や事業はございません。

この条例改正案を 6 月議会に提出するにあたり、教育委員会の意見を求めるものです。

以上です。

教育長 ご意見、ご質問等はございませんか。

各委員 ありません。

教育長 それでは、議案第 35 号は、原案のとおり議会提出の承認をいただいてよろしいでしょうか。

各委員 結構です。

教育長 続いて、第 36 号議案について事務局より説明をお願いします。

こどもが課長 議案第 36 号「太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取について」説明いたします。

この条例は、子どものための教育・保育給付を行う施設を、本町が確認するための基準であり、上位法は内閣府令になります。

先ほど説明した太子町家庭的保育事業等に関する条例によって家庭的保育事業等を認可し、本条例によって給付を行う施設であるかを確認いたします。

この度、内閣府令が改正されたことに伴い、本条例も改正するものです。

改正箇所は、第 42 条に規定する（特定教育・保育施設等との連携）になります。

改正内容は、議案第 35 号で説明した変更箇所と同様、連携施設の基準緩和と経過措置期間の 5 年延長が主要な変更点になり、その他、所要の改正として、引用条文や文言の修正を行っております。

この条例改正案を 6 月議会に提出するにあたり、教育委員会の意見を求めるものです。

以上です。

教育長
委員

ご意見、ご質問等はありませんか。

家庭的保育事業等と特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の概要と対象について、それぞれ説明をお願いします。

こどもえが課長

対象については、原則、3歳未満児となります。

次に家庭的保育事業等の概要について、これは、「家庭的保育事業」、「小規模保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の4類型からなる、子どもを保育する事業になります。

保育所や認定こども園は県が認可するのに対し、家庭的保育事業等は町が認可するものであり、そのための基準が、議案第35号でお諮りした条例になります。

続いて、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業について、これは、子ども・子育て支援法で規定されている子どものための教育・保育給付を受けることができる事業所になります。

町から確認を受けた事業所は、保育所や認定こども園は特定教育・保育施設として、家庭的保育事業等は特定地域型保育事業として給付が受けられます。

例えば、私立の保育園が特定教育・保育施設として確認された場合、0歳児を1人預かることで月に約20万の給付が受けられます。

教育長
委員

他にありませんか。

家庭的保育事業等について、どのような利用が想定されますか。

こどもえが課長

例えば、月64時間以上働いている世帯の場合、3号の支給認定を出して保育所と同じように利用していただくことになり、国が定める公定価格に従って施設に対して給付を行います。

以前、太子町から相生市の小規模保育事業を利用されている方がいらっしゃった際は、太子町が3号の支給認定を出し、その施設に対して給付するという事例もございました。

教育長
委員

他にありませんか。

今後、家庭的保育事業等を利用される家庭が発生した場合、先ほどの事例と同様の対応になるのでしょうか。

こどもえが課長

その通りです。

仮に姫路市が認可した施設を、太子町に住民票のある子どもが利用する場合、太子町がその施設に対して国が定める公定価格を支給することになります。

また、現時点で町内に家庭的保育事業等に認可した施設はありませんが、令和8年度から小規模保育事業A型の実施を希望する事業所がございます。

町が小規模保育事業の認可を行い、条例の基準に従って確認することで、給付を受けることができるようになる他、入園・入所の調整について、今まで施設が直接決定していたものが、町が調整して承諾等を決定することになります。

補足ですが、企業主導型保育施設については認可の対象外であり、国から直接給付を受けております。

教育長

他にありませんか。

各委員
教育長
各委員
教育長
こどもがね課長

ありません。

それでは、議案第 36 号は、原案のとおり議会提出の承認をいただいてよろしいでしょうか。

結構です

続いて、第 37 号議案について事務局より説明をお願いします。

議案第 37 号「太子町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例議案に係る意見聴取について」説明いたします。

昨年 6 月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、子ども・子育て支援法に乳児等のための支援給付というものが新たに規定され、令和 8 年 4 月 1 日から施行ということになっております。

これは、生後 6 ヶ月から満 3 歳未満で保育所等に通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間まで就労要件を問わず利用できる新たな通園給付、いわゆる、こども誰でも通園制度になります。

それに併せて児童福祉法も改正され、乳児等通園支援事業というものが規定されおりますが、市町村が内閣府令に定める基準に従って、設備や運営に関する基準を定めることを規定したものが本条例になります。

条例の内容につきまして、第 1 条（趣旨）から第 19 条（苦情への対応）までは、事業の主旨、事業者の一般原則、安全計画の策定など総則について規定しております。

第 20 条（乳児等通園支援事業の区分）では、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業という事業の区分について規定しております。

第 21 条（一般型乳児等通園支援事業の設備の基準）から第 24 条（保護者との連絡）までは、一般型乳児等通園支援事業の設備や職員について規定しております。

第 25 条（余裕活用型乳児等通園支援事業の設備及び職員の基準）と第 26 条（準用）には、余裕活用型乳児等通園支援事業の設備や職員について規定しております。

最後に、雑則として第 27 条（電磁的記録）を規定しております。

本条例は内閣府令に従って規定しておりますが、第 5 条（乳児等通園支援事業者の一般原則）の第 5 項については、太子町暴力団排除条例による暴力団等の参入を排除する項目を独自に追加しております。

内容については以上です。

施行日は公布日とし、令和 8 年度の事業実施に向けて準備を進めております。

この条例改正案を 6 月議会に提出するにあたり、教育委員会の意見を求めるものです。

以上です。

教育長
委員
こどもがね課長

ご意見、ご質問等はございませんか。

本町において、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業を実施する事業所は、それぞれどれぐらいの数が想定されているのでしょうか。

現時点で、実施を申し出ている事業所はございません。

一般型乳児等通園支援事業につきましては、専用の部屋を設ける必要がありますが、認定こども園や保育所等の本町が認可する施設は、新たに通園支援事業を実施するための部屋を準備できるほど、部屋数に余裕があるわけではありません。

企業主導型保育施設についても、本条例が可決され次第、実施の有無を確認しますが、現時点で実施の見込みは低いです。

しかし、国が推進する事業でもあるため、令和 8 年度から斑鳩保育所にて余裕活用型乳児等通園支援事業を実施する予定です。

教育長

他にございませんか。

委員

事業の実施が困難な理由について、詳しい説明をお願いします。

こどもえがお課長

まず設備の問題について、条例に示されている通り、実施基準は保育所と同じであるため、保育所と同様の設備があれば実施することは可能です。

仮に実施するのであれば、余裕活用型乳児等通園支援事業か、保育所の 1 室を利用して一般型乳児等通園支援事業を実施することが現実的であると考えられますが、既に実施している一時預かり事業との兼ね合いが問題になります。

次に時間の問題について、本事業は月 10 時間までという上限があり、保育時間が 1 日 2.5 時間の週 1 回と非常に短いため、この事業のために通常の保育枠を減らして、通園支援事業の枠を設けることは、適当ではないと考えられます。

最後に、需要の問題について、国が想定している本事業の対象児童は、ひとり親家庭、生活保護家庭、虐待又は DV の恐れがあるなど社会的養護が必要な家庭となっていますが、本町においてこうした家庭は、通園支援事業を利用するまでもなく通常通り入園しているため、国の想定するような利用希望者は増えないことが予測されます。

本町で想定される利用方法としては、例えば、息抜きのために短時間子どもを預ける等が考えられます。

ひとまず、令和 8 年度から斑鳩保育所にて余裕活用型乳児等通園支援事業を実施し、他の施設から実施希望があれば導入していく予定で進めております。

教育長

他にございませんか。

委員

通園支援事業を国が推進している理由について説明をお願いします。

こどもえがお課長

3 歳未満の就労要件を問わない給付制度がないことに加え、本町は該当しませんが、過疎地域において空きのある保育施設を無駄なく利用するため、といった理由が考えられます。

また、子ども・子育て支援制度は自治体の状況によって有用性が異なってきます。

本町の場合、正式入園で施設が一杯になるため、通園支援事業のために枠を設けることが困難ですが、他自治体においては有用な事業として機能するかと思われます。

その他、今まで施設に入所していなかった未就学児が短時間でも定期的に施設を利用できるようにすることは、児童の現認にも繋がると考えられます。

本町においては、斑鳩保育所での実施後に本事業が定着する可能性もありますが、国が実施要綱で示している家庭は、利用対象にならないと考えられます。

教育長

他にございませんか。

委員

様々な制度が制定されている中、保護者が全ての制度を把握して、ご自身の家庭状況にあった事業を選ぶことは難しいかと思いますが、どのようにして個々の家庭に適した制度の利用を促しているのでしょうか。

こどもえがお課長

支援が必要な家庭に対して、太子町子ども家庭センターがサポートプランを立ててい

教育長 委員 ますが、そのプランの選択肢として制度の利用が組み込めればと考えております。
 他にございませんか。
 通園支援事業を利用して 2 時間でも子どもを預かってもらえれば、保護者自身のリフレッシュに繋がる他、育児疲れが児童虐待に発展する手前で発見できる可能性も秘めているように感じました。
 国の想定する利用者層とは異なるかもしれませんが、この制度について保護者向けに説明する機会があれば、助けになる家庭はあると思います。
 こどもえが課長 委員のおっしゃる通りになると思います。
 今後の流れについて、6 月議会に基準条例を上程し、太子町でどのように実施していくかを決定し、実施を希望する事業者を募り、説明会を開き、10 月以降の保育所の一斉申し込みの際に新規制度として詳細を紹介できるよう準備していきたいと考えております。
 教育長 委員 他にございませんか。
 令和 8 年度から斑鳩保育所にて実施するとのことでしたが、何名ほどの利用を想定されているのでしょうか。
 こどもえが課長 現時点で考えているのは、0・1・2 歳の各学級に 1 枠設ける想定です。
 保育所は週 6 日開けているため、1 学級当たり 1 日午前、午後各 1 名分、最大 36 名分の利用を想定した設定になります。
 実施するのは余裕活用型乳児等通園支援事業ということで、人材の増員等を行わず、現時点での人員と設備で賄えるだけの枠を設ける形になります。
 教育長 各委員 他にございませんか。
 ありません。
 教育長 それでは、議案第 37 号は、原案のとおり議会提出の承認をいただいてよろしいでしょうか。
 各委員 結構です。
 教育長 続いて、非公開となります。
 第 38 号議案について事務局より説明をお願いします。
 管理課長 〈議案第 38 号「区域外就学の承諾並びに協議に関する専決処理について」説明〉

●その他

教育長 本日の議事は全て終了しました。
 続いて、その他の報告に移ります。
 まず、教育委員の皆様からご意見、ご質問等はございませんか。
 委員 万博のチケットについて、学校行事分と東芝からの寄附分があるかと思いますが、それぞれどのように取り扱われているか、説明をお願いします。
 管理課長 学校行事としての万博は県の事業であるため、チケットについては、万博への参加を希望した学校の必要枚数分を県が確保しております。
 東芝から寄附いただいたチケット 5,000 枚につきましては、公立保育所・幼稚園・小

学校の児童と保護者及び、中学校の生徒を対象に希望調査を行い、希望された方へのみお配りしております。

教育長 他にございませんか。

委員 他県において、万博のスケジュールや安全面での問題が浮き彫りになり、保護者からクレームが出ている等の報道もされていますが、本町において問題やクレームなどは起こっていないのでしょうか。

管理課長 現時点で 2 校が万博に行きましたが、スケジュールについて非常に順調に進んだと報告を受けております。

しかし、保護者から万博に不安があるため行かせられないとの申し出があり、欠席者も出ております。

不安のある保護者に対しては、丁寧に説明を行った他、安全面については細心の注意を払う旨を申し上げておりますが、出欠の最終判断は保護者に委ねております。

保護者が不安に思われている中、強制するようなことのないよう、配慮する旨を各学校には伝えております。

教育長 他にございませんか。

委員 パビリオンの予約は学校が行ったのでしょうか。

管理課長 また、何件ぐらいのパビリオンを予約できたのでしょうか。

訪れるパビリオンについては、事前に学校が万博事務局に申し込みを行った際、事務局がパビリオンの予約の割り振りを行う形になります。

また、自由に入場できる施設については、学校ごとに行かれているため、何件のパビリオンに行くことができたか、正確な数を今すぐお答えすることはできませんが、事務局から指定されたパビリオンについては、1 館のみと聞いております。

教育長 他にございませんか。

委員 実際に子どもの感想を聞くと、万博に行く前は不安に感じていた子どもも、行った後には楽しかったと話していました。

子どもの様子を見る限りでは、良い結果だったのではないかと思います。

教育長 他にございませんか。

委員 太子西中学校の万博が 10 月となっておりますが、10 月は非常に混雑が予想されていると伺いましたので、安全には十分気を付けるようお願いします。

管理課長 承知しました。

学校側にもその旨をお伝えします。

教育長 他にございませんか。

委員 修学旅行について、経済的な事情で参加できないと相談を受けました。

就学援助で後ほど保護者宛に修学旅行費が振り込まれることは存じておりますが、事前に納める費用や児童・生徒のお小遣いなど、配慮されないのでしょうか。

教育長 学校対応により、業者への支払いを待っていただくことが可能です。

お小遣いに関してはご家庭で準備していただく必要がありますが、それ以外の修学旅行費については対応可能なため、こうした理由で修学旅行に行けないと話されている家庭があるのであれば、ご報告いただければと思います。

管理課長

最後に、事務局から何か連絡事項はありますか。

机上配布の資料について説明いたします。

1点目は、「令和7年度 市町村教育委員会研究協議会の開催について」です。

毎年お知らせしておりますが、市町村教育委員会研究協議会というものがございます。年間5、6回開催されており、例年出席しておりませんが、教育委員の皆様の総意として出席を希望されるのであれば、ご連絡いただければと思います。

2点目は、「教職員の働き方改革『共同メッセージ』の発出等について」です。

こちらは、教育長が全県の会議に出席された際の資料であり、全県的に取り組もうとしている事柄の意思表示になります。

机上配布しております共同メッセージのチラシが、5月22日の兵庫県の定例教育委員会で諮られ、公開される流れとなっております。

本町としては、全県の動きを地域の人にも理解していただくために、5月26日の広報等の配付の際に、全戸に向けて隣保回覧にて通知を行う予定ですので、ご承知おきください。

また、補足資料として働き方改革に関する新聞記事をお配りしております。

働き方改革が進められる中、教職員として大切にしたい様々な思いなどについて書かれてた記事となりますので、併せてご覧いただければと思います。

3点目は、「令和7年度 町内中学部活動在籍人数」です。

部活動の地域移行を少しずつ進めている段階ですが、参考としてご覧ください。

加入率について、昨年度と比べて東中学校が若干下がっておりますが、それでも両校とも8割以上と、高い加入率を示しております。

部活動指導員については、現在、両校合わせて10名雇用しております。

その他、今年度から太子西中学校の男子バレーボール部に太子東中学校の生徒が、太子東中学校の女子ソフトボール部に太子西中学校の生徒が入部できるようにしましたが、他校からの入部はありませんでした。

また、中体連競技としてバドミントンがありますが、今まで、いわゆる西西播地域にバドミントン部がある学校がありませんでした。

しかし、本町にて認定地域クラブとしてバドミントン部が発足しましたので、この認定地域クラブに入部した中学生が、来年度から中体連の大会に出場できるよう、準備を進めておりますので、お知らせいたします。

最後は、「R6年度学習用端末破損・事故等集計」です。

令和8年度から新たなタブレットを更新するにあたり、残りの1年間は、既存のタブレットを使い続ける必要がありますが、使用から年数が経過しているため、多くのタブレットに破損が見られます。

その破損状況について表にまとめておりますので、参考としてご覧ください。

タブレットの修繕料だけでも何百万円と掛かっているため、何とか1年間、もたせなければならぬ状況です。

また、新しいタブレットは、1メートル程の高さから落下しても壊れないような落下試験を通過した、非常に頑丈な物を選んでおります。

以上です。

教育長
委員

ご意見、ご質問等はございませんか。

部活動指導員について、市や町をまたいで登録することは可能でしょうか。

また、別の仕事を持っている場合は登録できないといった決まりはありますか。

管理課長

自治体をまたいで登録することは、不可能ではないと思いますが、想定はしておりません。

お勤めの方も登録することは可能ですが、部活動を行う時間帯に来れない方は、適任とは言い難いため、就労時間との兼ね合いができる方に登録していただく必要があります。

部活動指導員は、町の会計年度任用職員になり、報酬につきましては、1年間通じて平日1日と休日1日分の予算を計上しております。

また、現時点で部活動指導員の登録がある活動は、ソフトボール、バレーボール、バスケットボール、ソフトテニス、剣道、吹奏楽の6競技等になります。

教育長

他にございませんか。

社会教育課長

社会教育課から報告があります。

まずは、教育委員会の皆様におかれましては、5月10日の民主化推進協議会の総会にお越しくださいまして、ありがとうございました。

今後も学校の方から青少協のご案内があるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたしますします。

続いて、お手元にお配りしております、「クラウドファンディング型ふるさと納税」のチラシについて説明いたします。

令和7年12月29日まで募集しておりますが、現時点の寄附金額は、目標額の1%となっております。

町外在住者につきましては、返礼品としてお肉などを受け取れる他、掲載のサイトから寄附いただければ、総合公園の改修工事事業の財源となりますので、よろしければお知り合いに周知していただければと思います。

このチラシを広くお配りしながら、目標額を目指していきたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

以上です。

教育長

他に無いようでしたら、次回の定例会の開催日を調整いたします。

次回の定例会は6月25日（水）午前10時に開会いたします。

これをもちまして5月の定例会を終了させていただきます。

お疲れ様でした。

令和7年5月15日 午前11時50分閉議